

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定	
根拠法令・条項	建築基準法第87条の2	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>当該認定の審査基準については、個々の申請について状況が異なることから、別に基準を設定することが困難であるため、法令の規定以外では以下を準用する。</p> <p>平成17年6月1日付 国住発第667号「全体計画認定に係るガイドライン」          平成20年4月17日付 国住発第225号「全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について」          令和元年6月24日付 国住指第654号「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」          平成20年4月23日付 国土交通省住宅局建築指導課「新耐震基準適合建築物における増改築の円滑化について」          平成18年3月28日付 大阪府内建築行政連絡協議会「全体計画認定基準モデル」          平成20年10月1日付 大阪府内建築行政連絡協議会「全体計画認定基準モデルの暫定運用の取扱い」          平成30年4月1日付 大阪府内建築行政連絡協議会「既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱要領及び同解説」</p>	
標準処理期間	標準処理期間	構造等の審査を伴うので、当該認定については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	